

印刷請負契約書(案)

岩手県(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、印刷の請負に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、次のとおり印刷を乙に発注し、乙は、これを請負うものとする。

2 前項の印刷の内容は、別紙「印刷物仕様書」のとおりとする。

3 契約金額 円 [うち取引に係る消費税及び地方消費税額]

4 納入期限 別紙「印刷仕様書」のとおり

5 納入場所 別紙「印刷仕様書」のとおり

(契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(納入の方法等)

第5条 乙は、印刷物を納入するときは、特に甲が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。

2 乙は、印刷物を納入したときは、速やかに書面によりその旨を甲に届け出なければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条第2項の規定による届出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは新たに刷り直し、又は修補し、改めて、納入しなければならない。

3 前項の規定により、刷り直し、又は修補した場合には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有権の移転及び引渡し)

第7条 印刷物の所有権は、当該印刷物の全部が前条第1項の検査に合格したときに乙から甲に移転するものとし、同時に、その印刷物は甲に対して引き渡されたものとする。

(代金の支払い)

第8条 乙は、第6条第1項の検査に合格した後に甲に代金請求書を提出するものとし、甲は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(履行の追完)

第9条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、請負金額の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(危険負担)

第10条 印刷物の所有権が甲に移転する前に当該印刷物について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、甲の負担とする。

(担保責任)

第 11 条 甲は、印刷物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵の原因が甲の責めに帰すべき場合は、この限りではない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、印刷物の所有権が甲に移転した日から 1 年以内に行わなければならない。

(納入期限の延長)

第 12 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに印刷物を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(違約金)

第 13 条 乙は、印刷物の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から印刷物を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年 2. 5 パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 乙は、第 6 条第 2 項の規定による印刷物の刷り直し、又は修補をした場合において、当該刷り直し、又は修補をした印刷物の納入が納入期限後になったときは、当該刷り直し、又は修補を要した印刷物の納入の日（その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限）の翌日から当該刷り直し、又は修補後の印刷物の納入の日までの日数に応じ、当該刷り直し、又は修補を要した印刷物の金額に年 2. 5 パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

3 前項の規定による違約金の額の算定については、印刷物（第 6 条第 2 項の規定による刷り直し又は修補をした印刷物を含む。）の納入の日の翌日から第 6 条第 1 項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により算定した違約金の総額が 1 0 0 円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

5 甲の責めに帰すべき理由により、第 8 条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 2. 5 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 1 0 0 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 1 0 0 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の変更)

第 14 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(甲の契約解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 納入期限内に印刷物を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく甲の行う第 6 条第 1 項の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。

(4) 成年被後見人となったとき、並びに被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないとき。

(5) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 甲に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

（乙の損害賠償義務）

第16条 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に納付しなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に納付しなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金並びに前条第2項の違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第17条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占

禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第18条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

第19条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

盛岡市内丸10番1号

甲 令和4年度全国学校保健・安全研究大会
岩手県実行委員会

会長 佐藤 博 

住 所

乙 ○○株式会社

代表取締役 